

資料編

1 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画策定経過

年月日	内 容
令和2年 6月 4日	第1回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
6月19日～7月 6日	アンケート調査の実施
6月24日～7月10日	庁内ヒアリング調査の実施
7月 3日～7月17日	関係団体ヒアリング調査の実施
7月 3日～7月20日	事業所ヒアリング調査の実施
8月24日	第2回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
10月29日	第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
11月19日	第4回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
令和3年 1月 4日～2月 5日	坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画（案）についてのパブリックコメント（意見公募）を実施
2月17日	市長へ「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」に関する提言の提出

2 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画について（提言）

令和3年2月17日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市障がい者福祉計画および
障がい福祉計画策定協議会
会長 富島喜揮

坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画について（提言）

策定協議会委員一同は、坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画の策定について、令和2年6月4日より慎重に検討を重ねてまいりました。

ここに、本計画の案をとりまとめましたので、下記の意見を付して、提言いたします。

記

1. 障がいの有無にかかわらず、誰もが個人として尊重されるよう、本市の基本理念「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」と、4つの基本目標「自分らしさ」の尊重～「自分らしく」すごす～「障がい特性等に応じた切れ目のない支援～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～」「地域福祉の推進～「共に」「安心して」すごす～」「社会的障壁の除去および合理的配慮の推進」の実現に努めること。
2. 障がい者が主体的な選択のもと地域で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが必要である。さまざまな障がい者施策を展開していく上でも重要であることから、関係団体等とも連携しながら、機会を捉えた効果的な啓発・広報活動を推進すること。
3. 計画の目標を達成していくために、庁内関係各課やさまざまな関係機関等と相互連携を図りながら総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、定期的な点検・評価に努めること。

3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、坂出市障がい者福祉計画を見直し、および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、第6期障がい福祉計画の策定業務を行うため、坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 前項の公募の手続は、市長が別に定める。
- 4 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

- 2 この要綱による最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、協議会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿

番号	区 分	所 属 団 体	氏 名
1	学識経験者	四国学院大学	富 島 喜 揮
2	〃	坂出市医師会	淡 河 洋 一
3	〃	坂出市歯科医師会	八 木 宏 暢
4	関係団体	坂出市連合自治会	藤 井 正 和
5	〃	坂出市婦人団体連絡協議会	津 山 京 子
6	〃	坂出市民生児童委員協議会連合会	香 川 光 廣
7	〃	坂出市社会福祉協議会	横 田 浩 基
8	〃	坂出市身体障がい者団体連合会	別 府 健 二
9	〃	坂出市手をつなぐ育成会	大 林 セ ツ
10	〃	坂出市精神障害者家族会	河 崎 春 海
11	関係機関	障害者生活支援センターピア（身体）	川 田 恵 子
12	〃	香川県ふじみ園相談支援センター（知的）	石 橋 美 恵 子
13	〃	相談支援事業所わかたけ（精神）	森 亮 治
14	〃	香川県中讃保健福祉事務所	長 町 健 一 郎
15	〃	坂出公共職業安定所	小 松 明 友 美
16	公募委員	市民代表	猪 熊 輝 子
17	〃	〃	土 生 奈 加

5 用語解説

あ

アクセシビリティ

情報やサービス，ソフトウェア等が，どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語，利用のしやすさ

アスペルガー症候群

発達障がい的一种で，知能と言語の発達には保たれているが，対人関係の障がい，コミュニケーションの障がいおよび行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

医療的ケア児

医学の進歩等を背景として，NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後，引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し，たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障害児や重症心身障害児（者）のこと

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことを通して，共生社会の実現に貢献しようという考え方であり，平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されたもの。日本においても同条約の批准に向けて平成23年8月に障害者基本法が改正され，「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」（16条）を行うことが示された。障がいなどの特性に応じたきめ細かな教育により，障がい児の能力を可能な限り伸ばすことが求められている。

か

学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する，または推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。原因として，中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定される。Learning Disabilities を訳した教育上の用語。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や，認知症の高齢者，障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること

高次脳機能障がい

頭部外傷，脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として，記憶障がい，注意障がい，遂行機能障がい，社会的行動障がい等の認知障がいが生じ，これに起因して，日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で行われる、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。障がい者一人ひとりの特徴やニーズ、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別の対応となる。なお、民間事業者の場合と国・自治体の場合とでは、障害者差別解消法において法的な位置づけが異なる。

さ

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。昭和22年12月12日公布。障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された。

自閉症

脳機能になんらかの質的な障がいがあると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションの取りにくさ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があり、通常3歳位までに症状が現れる。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法で位置づけられた、医療・福祉・教育・行政機関等で日常生活を営むのに課題がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行う専門職

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。施行日は、平成28年4月1日。

資料編

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業に伴う日常生活または社会生活上の支援が必要な障がい者に対し、福祉部門と雇用部門との連携をとりつつ、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う機関のこと

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの

障害者の権利に関する条約

国連総会において平成18年12月に採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律および自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権および基本的自由について定めた上で、この人権および基本的自由を確保し、促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等がある。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や校内での問題行動などの対応に当たり、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがあり、各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家のことを指す。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒がおかれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法で位置づけられた、精神障がい者に対する相談援助などの業務に携わる専門職

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後见人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

相談支援専門員

障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がい者（児）の全般的な相談支援を行う専門職。相談支援従事者初任者研修の受講、相談支援業務や介護業務での実務経験を満たすことが資格要件とされている（厚生労働省令）。なお、資格は更新制で、5年に一度、相談支援従事者現任研修を受ける必要がある。

た

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

地域自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。なお、坂出市、宇多津町および綾川町に住所を有する障がい者等への自立のための相談支援事業をはじめとする地域における支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場とするため、平成18年10月より1市2町で「中讃東圏域地域自立支援協議会」を共同設置している。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村および都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称

資料編

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

デイジー（図書）（DAISY: Digital Accessible Information System）

視覚障がいなどで活字の読みが困難なかなのために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉・医療等の関連諸機関との連携調整役となる。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず著しく介護等を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

は

発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい（LD），注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

バリアフリー

高齢者，障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し，両者が自由に活動できる生活空間のあり方

PDCAサイクル

Plan-Do として効果的な計画の策定・実施，Check として計画の成果の客観的な検証，Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや計画の改訂という一連のプロセス

福祉避難所

災害時に高齢者，障がいのある人，妊産婦，乳幼児，病者等，一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され，専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合

ま

民生児童委員（民生委員・児童委員）

民生委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され，市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が，市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で，職務は，①地域住民の生活実態の把握，②援助を必要とする者への相談・助言，③社会福祉施設への連絡と協力，④行政機関への業務の協力等である。また，「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく，可能な限り多くの人を利用できることをめざし，計画・設計することや，そのような状態にしたもの

ら

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のあるかた等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと

6 相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
社会福祉協議会	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談
	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する相談
相談支援事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
国・県 (委託含む。)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障害者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センターくばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター「アルプスかがわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーションセンター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談